

静岡県地域経済牽引事業促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年6月2日 法律第47号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後の計画（以下「同意基本計画」という。）の実施に関する必要な事項、その他地域経済牽引事業の促進に必要な事項を通じて地域経済活性化の実現に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、静岡県地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を構成員として設置する。

2 その他必要があると認めるときは、法第7条第2項各号に掲げる者を委員として加えることができる。

(公表)

第4条 協議会の公表は、静岡県のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、静岡県における地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関することを行うこと。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、静岡県経済産業部産業革新局産業政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が召集する。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、静岡県経済産業部政策管理局産業政策課に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

別表

静岡県内35市町（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町）
公益財団法人静岡県産業振興財団
一般社団法人静岡県商工会議所連合会
静岡県商工会連合会
静岡県中小企業団体中央会
一般財団法人静岡県銀行協会
一般社団法人静岡県信用金庫協会
静岡県農業協同組合中央会
静岡県